## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年5月

#### 1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

|   | 区 分  |       |      | 公務員     |                   |        | 参考   |         |     |  |
|---|------|-------|------|---------|-------------------|--------|------|---------|-----|--|
|   |      | 職員数   | 平均   | 平均給料月額  | 平均給与月額            | 対応する民間 | 平均   | 平均給与月額  | A/B |  |
|   |      |       | 年齢   | 平均和作月領  | (A)               | の類似職種  | 年齢   | (B)     |     |  |
| £ | 魚津市  | 津市 60 |      | 326,300 | 343,000           | _      | _    | _       | -   |  |
|   | 用務員  | 19    | 52.8 | 351,800 | 366,000           | 用務員    | 53.9 | 227,200 | 1.6 |  |
|   | 学校給食 | 12    | 49.5 | 338,300 | 338,300 353,000 課 |        | 40.9 | 247,300 | 1.4 |  |
|   | その他  | 29    | 44.4 | 304,700 | 324,200           | _      | _    | _       |     |  |

- 注) ① 公務員の「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
  - ② 公務員の「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
  - ③ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています (平成 16~18 年の 3 ヵ年平均)
  - ④ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

上記の魚津市職員は、全て正職員であるのに対し、民間データには正職員以外の者、有期雇用の者も含まれます。

### (2) 職種ごとの年齢別職員数

|   | 区分   | 28 歳 未満 | 28 歳   | 32 歳   | 36 歳   | 40歳    | 44 歳   | 48 歳   | 52 歳   | 56 歳   | 60歳以上 | 合計   |
|---|------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|
|   |      |         | $\sim$ |       |      |
|   |      |         | 31 歳   | 35 歳   | 39歳    | 43 歳   | 47歳    | 51 歳   | 55 歳   | 59 歳   |       |      |
| 全 | 体    | 0人      | 4 人    | 1人     | 4 人    | 9人     | 9人     | 7人     | 12 人   | 13 人   | 1人    | 60 人 |
|   | 用務員  | 0人      | 0人     | 0人     | 1人     | 0人     | 3人     | 3人     | 4 人    | 8人     | 0人    | 19人  |
|   | 学校給食 | 0人      | 0人     | 0人     | 2人     | 0人     | 2人     | 2人     | 5人     | 1人     | 0人    | 12 人 |
|   | その他  | 0人      | 4人     | 1人     | 1人     | 9人     | 4 人    | 2人     | 3 人    | 4人     | 1人    | 29 人 |

- (3) その他給与に関する事項
  - ① 給料表 行政職給料表 (二) 適用
  - ② 技能労務職に係る特殊勤務手当 薬剤散布手当(樹木への薬剤散布作業に従事したとき) 1日 500 円
  - ③ 昇給基準 毎年1月1日に勤務成績に応じ、4号給(55歳以上の場合は2号給)を標準として昇給しています。

# 2 基本的な考え方

技能労務職については、平成11年度以降新規採用をしておらず、今後も原則として退職者不補充とします。

給与面については、給与構造の見直しの実施により平成18年度から給与水準を平均1.2%引き下げており、今後も国、県、近隣市町における技能労務職の給与等を参考にし、適正な水準となるよう努めます。

### 3 具体的な取組内容

技能労務職の63歳定年を、平成20年度から60歳定年に改めました。 また、学校給食センターの調理部門について、平成21年度から民間委託する予定です。 今後、業務の見直しや民間委託等を進め、職員数の削減に努めます。